

第2章 地域スポーツの振興

1 現状と課題

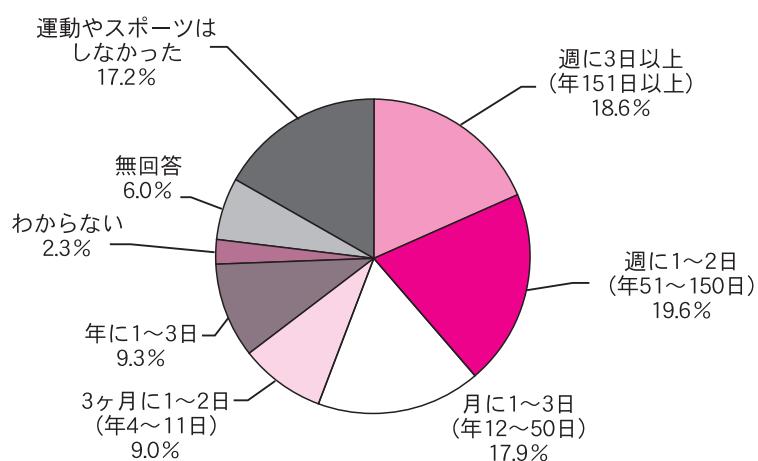
市内の各地域におけるスポーツの振興として、市内21校区(地域)ごとに非常勤の公務員である体育指導委員を委嘱し、スポーツの実技指導やスポーツ活動組織の育成、スポーツ活動への住民理解の啓発などを主な職務として活動しています。また、それそれに「校区体育協会」が組織されており、各種のスポーツ・レクリエーション活動や体育大会を実施するなど、地域住民の体力向上や健康増進、さらには住民相互の親睦・融和を目的とした、住民による自主的活動と組織運営が展開されており、体育指導委員と連携して地域スポーツの中心的役割を担っております。

校区体育協会のこれまでの活動は、地域住民に対するスポーツ実施の意識啓発や動機付けとして効果的な活動が展開されてきたところですが、少子高齢化の進展や生活様式の多様化などによる地域住民の連帯意識の希薄化などから、一部においてイベントの開催時期や内容のマンネリ化、参加者の減少や固定化などが目立っており、イベント消化型の活動運営との指摘もあります。

今後は、各地域の体育指導委員と連携・協調しながら住民ニーズに対応した活動内容の検討はもちろんのこと、住民が日常的にスポーツを実施できるような環境づくりへの取組みの展開が求められます。

また、これらの取組みにあたっては、地域住民に限定することなく地域内の事業所や保育所、幼稚園、小・中学校をはじめとするあらゆる団体・組織にも積極的に参加を促しながら地域全体でスポーツの振興に取り組むことも大切となります。

運動スポーツを行った日数



資料：平成19年 県民スポーツ活動意識調査

2 施策の目標

市民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

目標値：成人のスポーツ実施率 50 % の達成

(スポーツ実施率：週1回以上スポーツを実施する割合)

3 推進方策

(1) 地域における継続したスポーツ活動の拠点づくり

体育指導委員や校区体育協会が中心となり、地域住民が日常生活における健康づくり、体力づくりとして自ら主体的にスポーツを継続して実践できる環境づくりに取り組み、地域の「だれもが」、「いつでも」、「どこでも」、そして「いつまでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するための地域に根ざしたスポーツ活動の場（拠点）づくりを推進します。

特に、地域における子どもの体力向上の観点から、保育所、幼稚園、小学校、中学校と連携しながら、放課後や休日における子どもの居場所としての運動・スポーツ活動を展開するとともに、成人の生活習慣病の予防や健康づくりとしての運動・スポーツの推進として、関係団体の参画や協力を得ながら地域全体で取り組んでいく必要があります。

また、高齢者や障がい者の生きがいづくりやさまざまな世代の交流による地域の連帯意識の高まり、それによる各種地域活動の活性化など、単なるスポーツ活動や健康づくりだけにとどまらず、「ひとづくり」、「まちづくり」、「生きがいづくり」としての相乗効果も期待できることから、地域づくりの一環として積極的に推進します。

(2) 体育指導委員の資質の向上と適正配置

体育指導委員は、地域住民が運動・スポーツに関心を持ち、主体的かつ自律的にスポーツ活動を実践できるような環境づくりのコーディネーターとして、地域におけるスポーツ振興の中心的役割が期待されており、多様化・高度化する住民のスポーツニーズの的確な把握と適切な対応ができるよう、より一層の資質の向上を図るための研修内容の充実を図ります。

特に、地域における継続したスポーツ活動の拠点として期待される総合型地域スポーツクラブの育成にあたっては、体育指導委員が自ら中心的役割を果たせるよう資質の向上に向けた研修に取組みます。

また、地域を基盤とする生涯スポーツの推進役の一つに、地域（住民）と行政の橋渡し役（リンクマン）として地域住民のスポーツニーズを行政に反映させるという重要な役割も担うことから、人口や世帯数など地域の実情に応じたバランスある配置（委嘱）を推進します。

(3) 地域のだれもが実践できるスポーツ環境づくり

高齢者の健康維持や生きがいづくりの一つとして、また、障がい者の社会参加の場として、地域住民の相互理解と交流を深めながら、年齢、性別、能力、障がいの有無に関わらず、だれもが地域社会の一員としてスポーツに親しむ環境づくりを推進します。

4 具体的な取組み

(1) 総合型地域スポーツクラブの育成

市内の小学校区又は中学校区を基本とした地域エリアごとにおいて、地域の実情に応じた総合型地域スポーツクラブの育成を目指した取組みを推進します。

① 総合型地域スポーツクラブの普及啓発

総合型地域スポーツクラブの意義や効果について正しく理解する普及啓発を行います。

② 地域推進スタッフによる検討会議等の設置、支援

③ クラブマネジャー、指導者、スタッフの育成

④ 既存クラブの組織強化と効率的運営の確保

(2) 体育指導委員研修の充実

競技スポーツからニュースポーツ、レクリエーション活動などスポーツ活動全般に関する正しい知識と技能を修得し、市民の日常にスポーツレクリエーション活動が積極的に取り入れられるよう各種研修の充実を図ります。また、地域の実情や住民ニーズなどを取り入れたニュースポーツの研究を行います。

(3) 保育所、幼稚園、学校と連携した子どもの運動・スポーツの推進

子どもの体力向上を目指して、体育指導委員や校区体育協会をはじめ競技団体などの各種スポーツ団体が連携して、児童や児童生徒の運動・スポーツ活動を支援する体制づくりを推進します。

(4) 高齢者のスポーツ活動の推進

高齢者のスポーツ実践のきっかけづくりとして、地域で気軽にそして手軽に参加できるスポーツ活動を推進します。

(5) 障がい者のスポーツ活動の推進

障がい者が楽しく気軽に参加できるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツを通じて障がいに対する理解を深め、ボランティア活動の活性化を促進します。

(6) スポーツボランティアの育成と組織化の推進

ボランティア団体等と連携して、さまざまなスポーツ活動を支えるボランティアスタッフや指導者を育成するとともに、その組織化を進め、だれもがスポーツに親しむための環境づくりに取り組みます。

(7) スポーツクラブの把握

地域で活動を行っている各種スポーツクラブの現状を把握することで、市民へのスポーツ情報提供としての活用と共に、各種団体と連携し誰もが楽しく参加できるスポーツの普及啓発に取り組みます。

(8) 健康づくりのための運動に関する知識の普及啓発

健康教育・健康相談を通じて、健康づくりのための運動の必要性について、市民の知識を高め、年代に応じた、継続的な運動活動を推進します。

総合型スポーツクラブのイメージ

